

砺波市子ども・子育て会議の趣旨について

砺波市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定により砺波市が平成25年に制定した条例に基づいて設置した合議機関です。

◇ 設置目的（所掌事務）

子ども・子育て支援法第72条第1項各号（裏面）の事務を処理することです。

◎ 次の事項について、砺波市に意見を述べる。

- ① 保育所、認定こども園等の利用定員の決定に関すること。
- ② 保育所、認定こども園等以外の小規模保育事業の利用定員の決定に関すること。
- ③ 砺波市の子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。

◎ 次の事項について、調査審議する。

- ④ 砺波市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況

◇ 組織

国、地方公共団体等が行う子ども・子育て支援について学識経験のある者の他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織されます。

◇ 委員の任期

2年（今期は、令和6年4月1日～令和8年3月31日）

◇ 役員

委員の互選により会長及び副会長を定めます。

◇ 会議

会長が招集し、会議の議長となります。

◇ 開催予定

- ・ 令和6年度は、年4回程度開催予定（7月、9月、11月、2月）
《「砺波市こども計画」策定に係る審議が中心》
- ・ 令和7年度は、年1回開催予定《同計画の進捗確認が中心》

◇ 事務局

砺波市教育委員会こども課（砺波市役所1階、TEL.0763-33-1590）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(以下略)